

技術提案公募の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、次のとおり随意契約の方法により契約を締結するため技術提案を募集する。

令和 7 年 2 月 21 日

岡山県農林水産総合センター長

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

岡山県農林水産総合センター農業大学校における給食提供業務

(2) 委託内容

給食の献立の作成、食材料の調達、調理、後片付け（農大食堂の調理施設を利用し、朝食・昼食・夕食を提供）に関する業務。付帯業務として、委託業務に関連する生ゴミ及び廃油等の処理並びに食品の衛生管理に関する業務。

(3) 委託契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除する。

(4) 月額委託費

385,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 履行場所

岡山県農林水産総合センター農業大学校サービス棟給食用施設

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(2) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

(3) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「2 給食業務」であること。

(4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。

(7) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(8) 岡山県内に本店、支店、営業所等があること。

3 契約条項を示す場所

〒701-2223

赤磐市東窪田 157

岡山県農林水産総合センター農業大学校

電話番号 086-955-0550

FAX番号 086-956-0090

4 技術提案参加手続等

(1) 委託仕様書及び様式の配布期間・場所

ア 配布期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月19日(水)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 配布場所 上記3の場所に同じ
なお、岡山県農林水産総合センターホームページからダウンロードすることもできる。

(2) 調理食堂施設現地説明会の開催

ア 申込期限 令和7年3月3日(月)

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 開催日時 令和7年3月5日(水) 14時～15時

エ 開催場所 上記3の場所に同じ

オ 説明会への出席は、本件手続きに参加する者の義務ではない。ただし、説明会への参加を希望する者は、あらかじめ上記3の場所にその旨をFAX又はメール(nousou-noudai@pref.okayama.lg.jp)で連絡すること。

(3) 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)の提出方法

ア 提出期限 令和7年3月7日(金) 午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

(4) 仕様書に対する質問の受付

ア 受付期間 令和7年2月21日(金)から令和7年3月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日を除く。)

イ 受付方法 「仕様書に関する質問・回答書」(様式第2号)によりFAXすること。

ウ 宛先 FAX 086-956-0090

エ 回答方法 本公告を掲載した岡山県農林水産総合センターホームページに掲載する。ただし、本技術提案に直接関係ないものや不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

オ その他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(5) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してのみ、令和7年3月11日(火)までにその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年3月14日

(金)までに上記3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

5 技術提案

(1) 技術提案書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和7年3月19日(水) 午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵便等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。)

エ 提出書類 技術提案書 7部

会社概要 7部

見積書 1部

オ 留意事項 技術提案者は、仕様書及び作成要領により技術提案書を作成すること。見積書は任意の様式で作成し、月額委託費とすること。また、会社名及び役職、代表者名を明記の上、代表者印を押印すること。宛名は「岡山県農林水産総合センター長」とすること。積算根拠を添付すること。

(2) プレゼンテーションの実施

提案者は次のとおりプレゼンテーションを実施すること。

日時：令和7年3月21日(金) 13:30～

場所：上記3の場所に同じ

内容：試食(昼食の見本を3食分準備すること)、提案内容等の説明

1業者あたり50分(試食・説明35分、質疑15分)

試食は、本校が準備した食器を使い、調理は自社で行い、盛り付けは会場で行う。再加熱等に必要な器具(鍋、カセットコンロ等)は技術提案者で準備する。ただし、本校の電子レンジは使用することができる。

6 委託候補者の選定等

(1) 委託候補者の選定

農業大学校給食業務審査項目及び審査基準に基づき、審査の上選定する。

ただし、選定された技術提案については、委託契約締結に当たり内容の一部を変更する場合がある。

(2) 委託候補者及び審査結果の通知方法

委託候補者は、岡山県農林水産総合センターホームページで公表する。

また、審査結果は提案者全員に郵送により通知する。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問い合わせには応じない。

7 契約の締結

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等の作成及びプレゼンテーション

に要する費用は、技術提案者の負担とする。

- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、県から補足説明資料を求められた場合については、この限りでない。
- (4) 契約締結に際し、受託者は暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (5) 本事業に係る予算が、岡山県議会令和7年2月定例会において議決されなかった場合は、審査会を中止する。